

モバイル光 利用規約 新旧対照表

※傍線が変更部分です（※誤字・脱字・表記の揺れ等の修正は省略しています）。

※個人情報の取り扱いについては2022年4月1日の変更内容です。

| 変更後（2022年7月1日～） | 変更前 |
|---|--|
| <p>第4条（契約の成立）</p> <p>2. 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合においては、契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">（3）契約希望者が18歳未満である場合</p> | <p>第4条（契約の成立）</p> <p>2. 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合においては、契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">（3）契約希望者が18歳未満である場合、又は18歳以上の未成年で法定代理人の同意を <u>得ていない場合</u></p> |
| <p>第17条（個人情報の取扱い）</p> <p>5. <u>個人データの安全管理措置について</u></p> <p><u>当社が保有する個人データについては、以下の安全管理措置を講じています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>（内部規律の整備）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。また、個人情報の取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、個人情報取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施しています。</u> ● <u>（組織的安全管理措置）個人情報の取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規定に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人情報の取り扱いについて、定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査を実施しています。</u> ● <u>（人的安全管理措置）従業員に対して個人情報保護及び情報セキュリティに関する留意事項についての研修を定期的実施するとともに、従業員の秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み、社内周知しています。</u> ● <u>（物理的安全管理措置）個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理や持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器や、電子媒体等の盗難・紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合に容易に個人データが判明しないようにする措置を実施しています。</u> | <p>第17条（個人情報の取扱い）</p> <p>5. <u>個人情報の安全管理措置について</u></p> <p><u>当社では、お客様の個人情報については、管理者を選任して管理にあたらせるとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。加えて、当社の従業員が個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるよう、当該管理者によって当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。</u></p> |

● (技術的安全管理措置) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するとともに、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 保有個人データの開示・訂正・消去・利用停止等について

当社の保有個人データについて、情報主体である本人又は法定代理人から開示・訂正・消去・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。その場合、所定の請求書及び、その個人情報請求者が本人であることを証明する資料（代理人の場合は法定代理人であることを証明する資料）を提示又は提出していただくことがあります。請求方法・手数料等については下記までお問い合わせください。

6. 保有個人データの開示・訂正・利用停止について

当社の保有個人データについて、情報主体である本人又は法定代理人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。その場合、所定の請求書及び、その個人情報が本人であることを証明する資料（代理人の場合は法定代理人であることを証明する資料）の提示又は提出を求める場合があります。また、開示請求の場合は、別途定める開示手数料を申し受けます。また、利用停止については、本人から、本人の個人情報があらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、又は偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止を求められた場合には、必要な調査を行いその結果に基づき個人情報の利用停止等を行い、本人に通知します。

-別表-

1. サービス内容詳細

②サービス利用料金

月額費用

【モバイルクン光 スタンダード】

戸建タイプ 5, 720円 (税込)

集合タイプ 4, 400円 (税込)

【モバイルクン光 アクセス】

戸建タイプ 4, 950円 (税込)

集合タイプ 3, 630円 (税込)

【モバイルクン光 ミニ】戸建タイプのみ

4, 180円 (税込) ~ 7, 172円 (税込)

-別表-

1. サービス内容詳細

②サービス利用料金

月額費用

【モバイルクン光 スタンダード】

戸建タイプ 通常料金 6,600円 (うち消費税額等 600円) おとく割適用時 5,720円 (うち消費税額等 520円) (※1)

集合タイプ 通常料金 5,280円 (うち消費税額等 480円) おとく割適用時 4,400円 (うち消費税額等 400円) (※1)

【モバイルクン光 アクセス】

戸建タイプ 通常料金 5,500円 (うち消費税額等 500円) おとく割適用時 4,950円 (うち消費税額等 450円) (※1)

集合タイプ 通常料金 4,180円 (うち消費税額等 380円) おとく割適用時 3,630円 (うち消費税額等 330円) (※1)

【モバイルクン光 ミニ】戸建タイプのみ

通常料金 5,060円 (うち消費税額等 460円) ~ 8,052円 (うち消費税額等 732円) おとく

| <p>(削除)</p> | <p>割適用時 4,180 円 (うち消費税額等 380 円) ~7,172 円 (うち消費税額等 652 円) (※1)</p> <p>※1「おとく割」は、モバイルクン光を 24 カ月ご利用いただくことを条件に月額料金を割り引くサービスです。ご利用開始月を 1 カ月目とし、更新月である 24 カ月目から 25 カ月目の末日までにお申し出がない場合、自動延長され、割引が継続されます。更新月以外で解約される場合は、解約金として 16,500 円 (うち消費税額等 1,500 円) をお支払いいただきます。(更新月の 24 カ月目から 25 カ月目の末日までにお申し出をされた場合、解約金はいたしません。)</p> | | | | | | | | |
|--|---|--|--------------------------------|--|--------------------------------|---------|-------------------|-----|-------------------|
| <p>3. キャンペーンについて キャンペーン詳細や注意事項は、別途定める「キャンペーン詳細」をご確認ください。</p> <p>(削除)</p> | <p>3. キャンペーン／割引について</p> <p>①キャンペーン キャンペーン詳細や注意事項は、別途定める「キャンペーン詳細」をご確認ください。</p> <p>②おとく割 「おとく割」は、モバイルクン光を対象とした、24 カ月のご利用を条件に月額料金を割り引くサービスです。ご利用開始月を 1 カ月目とし、更新月である 24 カ月目から 25 カ月目の末日までにお申し出がない場合、自動延長され、割引が継続されます。更新月以外で解約される場合は、解約金として 16,500 円 (うち消費税額等 1,500 円) をお支払いいただきます。(更新月の 24 カ月目から 25 カ月目の末日までにお申し出をされた場合、解約金はいたしません。)</p> | | | | | | | | |
| <p>8. 解約 ②解約金</p> <p>(表削除)</p> <p>・期間限定キャンペーン等を適用の場合、別途期間限定キャンペーンに定める解約金がかかる場合があります。</p> | <p>8. 解約 ②解約金</p> <p>() はうち消費税額等</p> <table border="1" data-bbox="1160 1109 2130 1329"> <thead> <tr> <th></th> <th>2 年未満</th> <th>更新月とその翌月 ※更新月のご利用開始 月から 24 カ月~25 カ月 目末日まで</th> <th>3 年目以降 ※2 年ごとのおと く割更新月以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おとく割適用時</td> <td>16,500 円 (1500 円)</td> <td>0 円</td> <td>16,500 円 (1500 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期間限定キャンペーン等を適用の場合、別途期間限定キャンペーンに定める解約金がかかる場合があります。</p> | | 2 年未満 | 更新月とその翌月 ※更新月のご利用開始 月から 24 カ月~25 カ月 目末日まで | 3 年目以降 ※2 年ごとのおと く割更新月以外 | おとく割適用時 | 16,500 円 (1500 円) | 0 円 | 16,500 円 (1500 円) |
| | 2 年未満 | 更新月とその翌月 ※更新月のご利用開始 月から 24 カ月~25 カ月 目末日まで | 3 年目以降 ※2 年ごとのおと く割更新月以外 | | | | | | |
| おとく割適用時 | 16,500 円 (1500 円) | 0 円 | 16,500 円 (1500 円) | | | | | | |

・工事費を分割払いでお支払いの方が2年未満で解約する場合は、以下の工事費残金がかかります。

戸建 550円(税込) × 残月数

集合 440円(税込) × 残月数

| | 2年未満 |
|------------------|---|
| 工事費 ※分割払いの方のみ | 工事費残金 戸建 550円(50円) × 残月数 集合 440円(40円) × 残月数 |

@モバイルくん。 利用規約 新旧対照表

※傍線が変更部分です（※誤字・脱字・表記の揺れ等の修正は省略しています）。

※個人情報の取り扱いについては 2022 年 4 月 1 日の変更内容です。

※クーリング・オフについては 2022 年 6 月 1 日の変更内容です。

| 変更後（2022 年 7 月 1 日～） | 変更前 |
|--|--|
| <p>第 15 条 利用期間</p> <p>当社が契約者に対して本サービスの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」という）は、MNP による利用希望の契約者においては SIM カード受領後第 20 条第 3 項の規定に従い切替手続きを行った日、MNP による利用を希望しない契約者（データ通信サービスの契約者を含む。）においては SIM カードを受領した日からとします。</p> <p><u>（削除）</u></p> | <p>第 15 条 利用期間</p> <p><u>1. 当社が契約者に対して本サービスの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」という）は、MNP による利用希望の契約者においては SIM カード受領後第 20 条第 3 項の規定に従い切替手続きを行った日、MNP による利用を希望しない契約者（データ通信サービスの契約者を含む。）においては SIM カードを受領した日からとします。</u></p> <p><u>2. 当初の契約期間は、本サービス開始日が属する月から起算して 12 カ月間とし（この期間を最低利用期間という）、それ以降は、契約者から解約の手続きが行われるまで 1 ヶ月ごとに契約期間が自動更新されます。</u></p> <p><u>※市民パソコン塾「@モバイルくん。」特別企画での契約の場合はこちら</u></p> <p><u>※ナビ個別指導学院特別企画での契約の場合はこちら</u></p> <p><u>※対面・店舗販売での契約の場合は、申込時にお渡しした利用規約をご確認ください。</u></p> |
| <p>第 18 条 解約及び契約プラン変更</p> <p><u>（削除）</u></p> | <p>第 18 条 解約及び契約プラン変更</p> <p><u>3. 第 15 条第 2 項の最低利用期間以内に解約する場合は、別表 8 に定める解約手数料がかかります。</u></p> |
| <p>第 30 条（個人情報の取扱い）</p> <p>5. <u>個人データの安全管理措置について</u></p> <p><u>当社が保有する個人データについては、以下の安全管理措置を講じています。</u></p> <p><u>●（内部規律の整備）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。また、個人情報の取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、個人情報取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施しています。</u></p> | <p>第 30 条（個人情報の取扱い）</p> <p>5. <u>個人情報の安全管理措置について</u></p> <p><u>当社では、お客様の個人情報については、管理者を選任して管理にあたらせるとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。加えて、当社の従業員が個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるよう、当該管理者によって当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。</u></p> |

● (組織的安全管理措置) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規定に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人情報の取扱いについて、定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査を実施しています。

● (人的安全管理措置) 従業員に対して個人情報保護及び情報セキュリティに関する留意事項についての研修を定期的実施するとともに、従業員の秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み、社内で周知しています。

● (物理的安全管理措置) 個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理や持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器や、電子媒体等の盗難・紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合に容易に個人データが判明しないようにする措置を実施しています。

● (技術的安全管理措置) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するとともに、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 保有個人データの開示・訂正・消去・利用停止等について

当社の保有個人データについて、情報主体である本人又は法定代理人から開示・訂正・消去・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。その場合、所定の請求書及び、その個人情報請求者が本人であることを証明する資料（代理人の場合は法定代理人であることを証明する資料）を提示又は提出していただくことがあります。請求方法・手数料等については下記までお問い合わせください。

6. 保有個人データの開示・訂正・利用停止について

当社の保有個人データについて、情報主体である本人又は法定代理人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、合理的な範囲でこれを承ります。その場合、所定の請求書及び、その個人情報請求者が本人であることを証明する資料（代理人の場合は法定代理人であることを証明する資料）の提示又は提出を求める場合があります。また、開示請求の場合は、別途定める開示手数料を申し受けます。また、利用停止については、本人から、本人の個人情報があらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、又は偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止を求められた場合には、必要な調査を行いその結果に基づき個人情報の利用停止等を行い、本人に通知します。

| <p>-別表-</p> <p>2. サービスの種類及び月額料金</p> <p>※以下に該当する場合はご利用中のプランを解約の上、再申込みが必要です。再申込みには初期費用3,300円(税込)がかかります。</p> | <p>-別表-</p> <p>2. サービスの種類及び月額料金</p> <p>※以下に該当する場合はご利用中のプランを解約の上、再申込みが必要です。<u>最低利用期間内の解約は解約金がかかります。</u>再申込みには初期費用3,300円(うち消費税額等300円)がかかります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------------|----------|--------------|--------|----------|------------|--------|----------|-----------|--------|-------------------------------------|---------|------|-------------------|---|----|----|----------|--------------|------------------|----------|------------|------------------|----------|-----------|------------------|-------------------------------------|------------|------------------|-----|---|--|---------|---------------|-------------------|
| <p>9. 手数料等</p> <table border="1" data-bbox="129 405 1106 719"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(税込)</th> <th>課金のタイミング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SIMカード再発行手数料</td> <td>3,300円</td> <td>再発行を行った月</td> </tr> <tr> <td>契約プラン変更手数料</td> <td>3,300円</td> <td>プラン変更適用月</td> </tr> <tr> <td>登録内容変更手数料</td> <td>3,300円</td> <td>登録内容変更月 ※契約後12か月以内に解約の手続きが行われた場合</td> </tr> <tr> <td>延滞事務手数料</td> <td>220円</td> <td>料金を延滞した場合、支払期日の翌月</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 金額(税込) | 課金のタイミング | SIMカード再発行手数料 | 3,300円 | 再発行を行った月 | 契約プラン変更手数料 | 3,300円 | プラン変更適用月 | 登録内容変更手数料 | 3,300円 | 登録内容変更月 ※契約後12か月以内に解約の手続きが行われた場合 | 延滞事務手数料 | 220円 | 料金を延滞した場合、支払期日の翌月 | <p>9. 手数料等</p> <table border="1" data-bbox="1151 405 2136 1161"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>課金のタイミング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SIMカード再発行手数料</td> <td>3,300円 (300円)</td> <td>再発行を行った月</td> </tr> <tr> <td>契約プラン変更手数料</td> <td>3,300円 (300円)</td> <td>プラン変更適用月</td> </tr> <tr> <td>登録内容変更手数料</td> <td>3,300円 (300円)</td> <td>登録内容変更月 ※契約後12ヶ月以内に解約の手続きが行われた場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最低利用期間内解約料</td> <td>8,800円 (800円)</td> <td>解約月</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>※市民パソコン塾「@モバイルくん。」特別企画での契約の場合はこちら</p> <p>※ナビ個別指導学院特別企画での契約の場合はこちら</p> <p>※対面・店舗販売での契約の場合は、申込時にお渡しした利用規約をご確認ください。</p> </td> </tr> <tr> <td>延滞事務手数料</td> <td>220円 (20円)</td> <td>料金を延滞した場合、支払期日の翌月</td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 金額 | 課金のタイミング | SIMカード再発行手数料 | 3,300円 (300円) | 再発行を行った月 | 契約プラン変更手数料 | 3,300円 (300円) | プラン変更適用月 | 登録内容変更手数料 | 3,300円 (300円) | 登録内容変更月 ※契約後12ヶ月以内に解約の手続きが行われた場合 | 最低利用期間内解約料 | 8,800円 (800円) | 解約月 | <p>※市民パソコン塾「@モバイルくん。」特別企画での契約の場合はこちら</p> <p>※ナビ個別指導学院特別企画での契約の場合はこちら</p> <p>※対面・店舗販売での契約の場合は、申込時にお渡しした利用規約をご確認ください。</p> | | 延滞事務手数料 | 220円 (20円) | 料金を延滞した場合、支払期日の翌月 |
| 種類 | 金額(税込) | 課金のタイミング | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SIMカード再発行手数料 | 3,300円 | 再発行を行った月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約プラン変更手数料 | 3,300円 | プラン変更適用月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録内容変更手数料 | 3,300円 | 登録内容変更月 ※契約後12か月以内に解約の手続きが行われた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞事務手数料 | 220円 | 料金を延滞した場合、支払期日の翌月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 金額 | 課金のタイミング | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SIMカード再発行手数料 | 3,300円 (300円) | 再発行を行った月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約プラン変更手数料 | 3,300円 (300円) | プラン変更適用月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録内容変更手数料 | 3,300円 (300円) | 登録内容変更月 ※契約後12ヶ月以内に解約の手続きが行われた場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低利用期間内解約料 | 8,800円 (800円) | 解約月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>※市民パソコン塾「@モバイルくん。」特別企画での契約の場合はこちら</p> <p>※ナビ個別指導学院特別企画での契約の場合はこちら</p> <p>※対面・店舗販売での契約の場合は、申込時にお渡しした利用規約をご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞事務手数料 | 220円 (20円) | 料金を延滞した場合、支払期日の翌月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1 2. 端末レンタルプランのクーリング・オフについて

1. 特定商取引法に規定する訪問販売又は電話勧誘販売で締結したときは、契約の内容を明らかにした書面又は電磁的記録（電子メール等）を受領した日を含めて8日間は、書面により無条件に契約を解約すること（クーリング・オフ）ができます。
 2. クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフについて記載した書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフをすることができます。
 3. クーリング・オフの効力は書面又は電磁的記録を発信したときに生じます。
 4. クーリング・オフが行使された場合、
 - ①事業者は損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
 - ②既に商品が引き渡されているときは、その引き取りに要する費用は事業者が負担します。
 - ③事業者は、商品を使用して得られた利益に相当する金銭を請求することはできません。
 - ④既に役務が提供された場合でも、事業者は役務の対価その他の金銭を請求することはできません。
 - ⑤既に金銭を受領しているときは、事業者は速やかにその全額を返還します。
 5. クーリング・オフを行うときは、契約者の住所、氏名、商品又はサービス名、書面受領日及び契約を解除する旨を記入して事業者宛てに郵送又は送信してください。
- ※クーリング・オフは端末のみ適用されます。モバイルくん光（固定回線）や@モバイルくん。（SIMカード）はクーリング・オフの対象になりません。

1 2. 端末レンタルプランのクーリング・オフについて

1. 特定商取引法に規定する訪問販売又は電話勧誘販売で締結したときは、契約の内容を明らかにした書面を受領した日を含めて8日間は、書面により無条件に契約を解約すること（クーリング・オフ）ができます。
 2. クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフについて記載した書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフをすることができます。
 3. クーリング・オフの効力は書面を発信したときに生じます。
 4. クーリング・オフが行使された場合、
 - ①事業者は損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
 - ②既に商品が引き渡されているときは、その引き取りに要する費用は事業者が負担します。
 - ③事業者は、商品を使用して得られた利益に相当する金銭を請求することはできません。
 - ④既に役務が提供された場合でも、事業者は役務の対価その他の金銭を請求することはできません。
 - ⑤既に金銭を受領しているときは、ハガキ等に契約者の住所、氏名、書面受領日及び契約を解除する旨を記入して事業者宛てに郵送してください。
- ※クーリング・オフは端末のみ適用されます。モバイルくん光（固定回線）や@モバイルくん。（SIMカード）はクーリング・オフの対象になりません。